

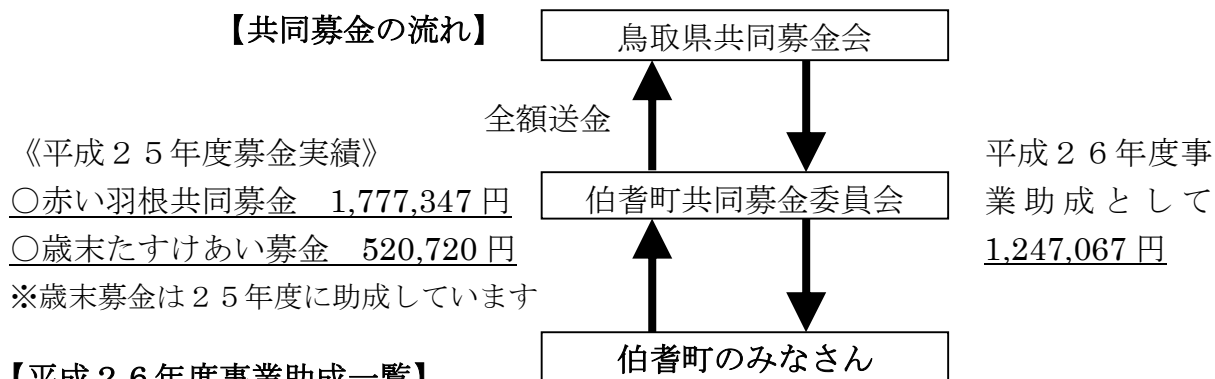
## (2) 赤い羽根共同募金活動のお願い

本年度も10月1日から、全国一斉に赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金が始まります。皆さんのあたたかいご協力をお願い致します。

※平成26年度に集める赤い羽根共同募金は平成27年度事業に充当されます。

※歳末たすけあい募金は平成26年度事業に充当されます。

### 【共同募金の流れ】



### 【平成26年度事業助成一覧】

(平成25年度赤い羽根募金充当)

助成先	事業名	助成額 (円)
精神障がい者家族会	障がい児者支援ふれあい広場「ほっとカフェ」	30,000
身体障害者福祉協会	大会参加事業	32,720
民生児童委員協議会	生活支援事業	37,000
ゲートボール協会	世代間交流ゲートボール大会	44,000
老人クラブ連合会	老人クラブ健康づくり事業	213,347
手をつなぐ育成会	地域活動事業	40,000
伯耆みらい	文化・体育活動創造事業	80,000
二部小学校	花いっぱい運動	43,000
八郷小学校	地域のお年寄りとの交流	31,000
日光小学校	花いっぱい交流活動	32,000
岸本小学校	花づくりと福祉活動	75,000
溝口小学校	交流体験及び栽培活動	62,000
岸本中学校	環境美化活動	52,000
溝口中学校	花いっぱい運動	52,000
伯耆町社会福祉協議会	広報紙発行事業	273,000
伯耆町社会福祉協議会	集落助成事業	150,000

#### 【問い合わせ】

伯耆町社会福祉協議会(担当：森田)

TEL 68-4635

## 『赤い羽根共同募金』集落交流事業助成金要綱

### 1. 目的

共同募金の配分金による、集落内の活性化等を目的とした交流事業に助成を行い、地域内のつながりを強化・推進していくことを目的とする。

### 2. 助成対象事業

- (1) 年度内に事業が完了するもの
- (2) 集落単位で実施する事業 ①既存事業 ②新規事業

### 3. 助成対象とならない事業

- (1) 他の補助金により行われるもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (4) 共同募金配分金の使途としてふさわしくないもの  
(例：飲食等を主目的とするもの)

### 4. 助成対象とならない経費

- (1) 事業に直接関係しない事務経費等
- (2) 人件費

### 5. 助成限度

助成は1集落において1事業のみ対象とする

### 6. 助成基準額

助成基準額は次のとおりとする。ただし、特別な理由により本会会長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 必要と認める事業費（助成対象経費）で5万円を上限とする